

平成29年7月14日

お客さま各位

真岡信用組合

**キャッシュカード振込機能の一部利用制限について  
(特殊詐欺防止対策)**

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在の「ニセ電話詐欺」や「還付金詐欺」等の特殊詐欺事件は、高齢者の方が多く被害に遭われ、全国的にもその被害が後をたたないのが現状です。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる振込機能の一部利用を制限させていただくこととしました。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

記

**1. 対象となるお客さま**

平成29年6月30日現在で、過去1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていない70歳以上のお客さま。

※今後は毎月末現在で上記条件となる方を対象といたします。

**2. 振込制限内容**

対象となるお客さまについては、ATMの振込限度額を「1,000円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの1,000円超の振込取引ができなくなります。

※キャッシュカードによるお預入れ、お引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

**3. 対応開始日**

平成29年8月1日(火)

**4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによる振込取引を希望される場合**

平日の営業時間内にキャッシュカードとお届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

ご本人確認のうえ、お振込みを可能とさせていただきます。

以上